

飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会 委員改選に伴う会議

日時：令和6年2月13日（火）14：00～

場所：飯田市役所 C311・312・313 会議室

1. 開 会

14時00分

○松平 定刻となりましたので、ただいまから飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会の委員改選に伴う会議を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします、地域計画課の松平と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、受付にて両面印刷の「審議会委員名簿と座席表」をお配りしております。また委員の皆様のお机には、「会議次第」と、本会議終了後に続けて開催させていただきます、令和5年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び第3回飯田市都市計画審議会の資料といたしまして、「会議次第」、「当日配布資料1から3」をお配りしております。資料に不足などございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2. 委員の紹介

○松平 本日は委員改選後初めての会議となります。今期委員をお努めいただく皆様は、本日もお配りしました委員名簿のとおりとなります。

委員の皆様は、令和5年12月15日から令和7年12月14日までの2年間となります。任命書につきましては、昨年12月に任命通知とともに送付させていただいております。

ここで、今期より新たにご参画いただく皆様をご紹介します。名前を呼ばれた方は、その場にお立ちください。まず、まちづくり委員会の座光寺地域自治会より、牧野光彰委員です。また、長野県建築士事務所協会飯伊支部より、新井優委員です。また、公募委員として、近藤春佳委員です。同じく公募委員として、遠山広基委員です。以上が、委員の皆様のご紹介となります。

3. 議席番号の決定

○松平 続きまして、議席番号の決定ですが、あらかじめ事務局で抽選を行わせていただきました。結果は委員名簿のとおりです。よろしくお願いいたします。

4. 会長の選任

○松平 続きまして、会長の選出でございますが、土地利用計画審議会と都市計画審議会は、審議内容が重複すること、また基本的には同日開催している点から、事務局としましては同じ方に両審議会会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○松平 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。会長は学識経験者の中から選任することとなっておりますので、委員名簿をご確認ください。

それでは、会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたします。

○高瀬委員 ご提案いたします。前期会長を務めていただいた大貝委員さんに今期の会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○松平 ありがとうございます。ただいま高瀬委員から大貝委員を推薦するご発言がございましたが、大貝委員をお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○松平 ありがとうございます。大貝委員、お引き受けいただけますか。

(大貝委員 了承)

○松平 ありがとうございます。それでは、大貝委員に会長をお願いすることといたします。大貝会長は会長席に移動をお願いいたします。

5. 職務代理者の指名

○松平 続きまして、会長の職務を代理する委員を大貝会長より指名していただきます。土地利用計画審議会の職務代理者及び都市計画審議会の職務代理者の指名をお願いいたします。

○大貝会長 それでは、職務代理者を指名させていただきます。土地利用計画審議会及び都市計画審議会の職務代理者に高瀬委員と鈴木真由美委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

○松平 ありがとうございます。

6. 閉会

○松平 以上をもちまして、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会の委員改選に伴う会議を終了させていただきます。引き続き、令和5年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び第3回飯田市都市計画審議会を開催させていただきます。

令和5年度

第3回飯田市土地利用計画審議会・第3回飯田市都市計画審議会

日時：令和6年2月13日（火）14：05～

場所：飯田市役所 C311・312・313 会議室

1. 開 会

14時05分

○松平 引き続き、令和5年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び第3回飯田市都市計画審議会を開催させていただきます。

2. 理事者あいさつ

○松平 それでは、佐藤市長よりご挨拶申し上げます。

○佐藤市長 皆さんこんにちは。今年度第3回目の土地利用計画審議会及び都市計画審議会ということでお集りをいただきました。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また本日は委員の改選後初めての審議会となりますが、引き続き会長をお引き受けいただきました大貝会長には大変お世話になります。よろしくお願いいたします。また、委員の皆様方には来年の12月まで2年間の任期ということでお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。

この審議会は、まさに飯田市はこれからリニアの開通を控え、また、三遠南信自動車道も全線開通に向かって工事が進んでいくということで、非常に大きな変化を迎えようとしている中で、どのような土地利用あるいは都市計画をやっていくべきであるのかということをご審議いただき、重要な会議ということでございます。この2つの審議会は、基本的には同じタイミングで開催するということとなりますが、これから委員の皆様方にはそれぞれの立場からこれからのまちづくりについて、ご意見をいただきまして、リニアや三遠南信の時代にふさわしい飯田市を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員が改選となって初めての審議会ということになりますので、お手元の次第にありますように、協議事項が3件でございますが、土地利用計画あるいは都市計画がどのような仕組みや手続きで動いているかということ、もう既にご存じの方がほとんどかもしれませんが、改めておさらいをさせていただき、またリニアをどう活用していくかということで、リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン（案）というものを作っておりますので、その内容についてご説明をさせていただきます。それからもう1

点はリニア駅周辺及びその近郊の景観のあり方について今、庁内で検討しておりますが、考え方につきまして、現時点のものを説明させていただきます。本日は何かをご審議いただくというものではなく、勉強会という形にはなりますが、委員改選後初めての審議会としてこのような内容で開催させていただきます。

先ほど申し上げましたように、変化を控えた非常に重要な時期の審議会でございますので、皆様方には大変お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(審議会について)

○松平 本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件についての審議、都市計画審議会は、都市計画に関する案件についての審議となりますが、両審議会の審議内容が重複することがございますので、基本的には本日のように同日開催とさせていただいておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

(会議の成立について)

○松平 ここで委員の出席状況につきましてご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 12 名のうち 10 名、都市計画審議会委員 21 名のうち 19 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第 7 条第 2 項及び飯田市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立している旨をお伝えいたします。

なお、小池委員、白子委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、本日は専門委員の皆様にもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、吉田委員の代理で菊池副所長に、丹羽委員の代理で保科リニア活用・企画振興課長に、唐澤委員の代理で山崎整備課長にご出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

3. 会長あいさつ

○松平 それでは、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 ただいま会長に選任されました大貝です。よろしくお願いいたします。両審議会の進行、運営等をさせていただきますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

この審議会は、先ほど市長からご挨拶もありましたように、リニア中央新幹線あるいは三遠南信自動車道開通といった将来を見据えつつ、一方でこれは全国的な課題でもあります。人口減少や少子高齢化といった、都市計画やまちづくりにとって非常に重大な課題も存在しております。そういった中でこの飯田の土地利用計画でしたり都市計画について、より将来に向けて慎重な審議が求められると考えております。私も慎重かつ建設的な議論ができますように努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日は審議事項ではなくて協議事項であり、勉強会ということですが、3件ございますので、皆様方の活発な意見交換ができますよう、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○松平 ありがとうございます。以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

4. 協議事項

○大貝会長 会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでよろしくお願いいたします。

○松平 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第3条第2項の規定により公表することとしております。その際、公表用の会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 ただいま説明がありました会議録の公開の同意について、ご異議がなければ公開をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。よろしくお願いいたします。

○大貝会長 それでは、協議事項に入ります。

まず、協議事項「(1)土地利用計画の制度・都市計画の手続き及び飯田市の総合的な土地利用計画について」、事務局より説明をお願いします。

○北林 地域計画課の北林と申します。本日の審議会は、昨年12月に審議委員の皆様が改選となり、初めて審議会へご参加いただく委員の皆様もおられます。そのうえで、私からは都市計画、土地利用計画の役割、制度、手続き、そして飯田市の総合的な土地利用計画についてご説明させていただきます。それでは、当日配布資料1をお手元にご用意くだ

さい。

まず、都市計画審議会及び土地利用計画審議会についてのご説明をさせていただきます。スライドNo.2をご覧ください。初めに、本日開催されております審議会の設置根拠につきまして、都市計画審議会は、都市計画法によって定められた法定の審議会となっており、組織及び運営に関しては条例で定めております。土地利用計画審議会は、飯田市の土地利用等について調査審議するために、条例により設置されているものとなります。

審議会で行っていただく調査審議の内容につきまして、都市計画審議会で行う調査審議事項は、(1) 飯田市が定める都市計画に関する事、(2) 都市計画について、飯田市が提出する意見に関する事、(3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する事の3つとなります。

土地利用計画審議会で行う調査審議事項は、(1) 国土利用計画法による市域における国土の利用に関する計画に関する事、(2) 土地の利用に関する事、(3) 景観の形成に関する事、(4) 緑地の保全及び緑化の推進に関する事、(5) 屋外広告物法に規定する屋外広告物に関する事の5つとなります。これらの事項について、委員の皆様には今後、調査審議をしていただく事となります。

続きまして、土地利用計画の制度についてご説明いたします。スライドNo.3をご覧ください。土地利用計画の制度・仕組みにつきましては、国土利用計画法を基本法といたしまして、個別規制法である都市計画法などの土地利用関係法が体系化されております。国土利用計画は国が全国計画を定め、それを基本として都道府県計画を定めることができることとされており、さらに、都道府県計画を基本として、市町村計画を定めることができる、とされております。その中で、都道府県は国土利用計画を基本として、都道府県土地利用基本計画を定めます。スライドのチャート内では、中段上に記載しております。この基本計画では、国土を ①都市 ②農業 ③森林 ④自然公園 ⑤自然保全 の5地域に区分し、土地利用について一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な利用を図っております。基本計画は、各個別規制法により策定される諸計画の上位計画となり、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などの個別規制法によって措置を行っております。また、土地利用に関する計画となる、都市計画、農業振興地域整備計画や森林整備計画とも調和を図っており、例えば、都市計画区域の拡大、変更や用途地域を新たに指定するなどの場合には、先程の5地域との調整が必要となります。

次に、市町村計画についてですが、都市計画を定める前提となるものは、都市計画法第6条の2により、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で、通称「都市計画区域マスタープラン」、あるいは「区域マス」と呼ぶものになります。市町村は、この「区域マス」に即すとともに、総合計画や国土利用計画市町村計画に即すものとして、都市計画法第18条の2により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めます。これが、通称「都市計画マスタープラン」あるいは「都市マス」と呼ぶものになります。

スライドNo.4をご覧ください。こちらは、長野県及び飯田市の土地利用制度整備状況を示しております。チャート上段に記載のあります、国土利用計画飯田市計画は、長野県計画を基本として策定しております。長野県は、国土利用計画長野県計画を基本として、長野県土地利用基本計画を定めております。また、長野県は、任意に「都市計画ビジョン」を策定し、そのうえで長野県内10圏域について、法定の「区域マス」を定めております。「都市マス」は、「区域マス」に即する形で定めるものとされておりますが、飯田市ではその他の土地利用関係計画を、総合的かつ一体的に整備、運営していくために、「都市マス」を包含する形で、飯田市の土地利用に関する基本的な方針として「土地利用基本方針」を定めております。この基本方針に調和して、土地利用に関する計画のほか、景観法に基づく景観計画や都市緑地法に基づく緑の基本計画、さらには屋外広告物条例による広告物の制限も行っております。

土地利用基本方針には、市全域に関する全体方針と、市内に20ある地域自治区ごとに、地域の特性や個性に応じた土地利用の方針を定める「地域土地利用方針」、いわゆる「地域別方針」を定めることができる事としており、さらに、これに併せて、地域の景観や緑に関する計画を、「地域景観計画」や「地域緑の計画」として定めることが可能となっています。

続きまして、都市計画の手続きについて、ご説明いたします。スライドNo.5をご覧ください。都市計画は県または市町村が定めるものとなっており、都市計画の内容により決定権者が定められております。この表は、都市計画の種類の一部を抜粋したのですが、左上にあります、道路が記載された欄をご覧ください。例えば、「市町村道」を都市施設として定める場合、決定する者は市町村となりますが、「一般国道」を都市施設の道路として定める場合は、決定する者が県となります。また、県決定の場合、都市計画の種類により、国土交通大臣の同意・協議が必要となっており、市決定の場合、県知事との協議が必要となっています。

次に、市が都市計画決定をする際の手続きについてご説明します。スライドNo.6をご覧ください。まず、「都市マス」に即して、市が都市計画の案を作成し、県と協議しながら、その旨を公告し、公衆の縦覧に供します。それに対して意見書の提出があった場合には、その要旨を、都市計画の案と併せて市都市計画審議会へ諮問し、審議の結果を答申いただき、市は都市計画を決定することとされています。飯田市の場合、黄色の囲みで示していますが、地域住民等との検討や法手続きのほかに、広く市民の意見を伺う「パブリックコメント」の実施や、関係する「地域協議会の意見を聴く」などの手続きに関する事項を、土地利用基本条例や都市計画法施行条例で付加し、地域との調整を十分に図ることを義務づけています。

スライドNo.7をご覧ください。こちらは県が都市計画決定をする際の手続きとなります。県決定の場合、都市計画の法手続きは、県が作成する都市計画の案について、県は市の意見を聴くこととされています。市は、県に意見を求められた際、「都市マス」に照らして、市都市計画審議会にて意見聴取したうえで、県へ意見を述べる事としています。なお、市・県の決定ともに、これらの手続きは一般的な流れを示したものであり、案件によってはこれによらない場合もございます。

続きまして、飯田市の総合的土地利用計画について、ご説明いたします。スライドNo.8をご覧ください。こちらは、「土地利用計画の概略図」を示しており、この図は、飯田市の「総合的土地利用計画」を体系的に整理したものになります。飯田市総合計画である「いいだ未来デザイン2028」に即する形で、「国土利用計画飯田市計画」「土地利用基本方針」が策定され、更にそれに即しつつ、調和する形で、「景観計画」「緑の基本計画」など、土地利用に関する計画を策定するとともに、これらをバックアップし、計画を運用できるようにするため、届出や、手続きを義務付けた条例も制定しております。

また、土地利用基本方針では、市域全域に関する「全体方針」を示し、20地区の地域自治区ごとに、地域の特性や個性に応じて方針を定める「地域別方針」で成り立つ仕組みとしております。図の右上にお示ししておりますように、飯田市では市内の20地区すべてが「地区の基本構想」を策定しているところでございます。この「地域の思い」の中には、土地利用に関する内容が掲げられ、あるいは、地域の土地利用計画が検討されております。したがって、「地域の基本構想」「地域の思い」と調和する形で、「地域別方針」が定められるという関係となっております。地域独自で土地利用の取組みを進めていくことは、何かとハードルが高い部分がありますが、こうした制度を運用していくことにより、地域の皆さんが身近に土地利用を考えていくことができるようになっている、

と考えているところでございます。

スライドNo.9をご覧ください。土地利用基本方針の中で、都市づくりの構想の部分についてご説明させていただきます。土地利用基本方針は、総合的な土地利用計画を進めるうえで、市民と市が目指すべき姿を共有し、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的に、平成19年に策定されたものとなります。これまで、情勢の変化等に応じて、随時見直しを行ってまいりましたが、この土地利用基本計画を根底に、様々な計画等が推進されていることから、その考え方を確認させていただく意味で、構想の説明をさせていただきます。まず、基本方針では、都市づくりの理念として、「拡大」から「維持」へ、「量」から「質」へ、「つくる」から「いかす」への3つの理念を掲げ、右肩上がりの時代から、成熟社会への対応の方針を掲げています。さらに、国土利用計画の重要事項とされている分野をまとめたものを、「目指す都市の姿」や「都市づくりの目標」につなげており、「都市づくりの目標」では、災害に強く安全なまちなど、分野に応じて、8つの項目を定め、持続可能な都市構造への転換を図ることとしております。

スライドNo.10をご覧ください。持続的な都市構造への転換を図るための基本計画としては、「計画に基づく土地利用」、「限りある土地の資源」、「土地の流動化と有効活用」、「既存ストックを利活用」、「拠点集約連携型都市構造の推進」といったものを掲げております。これは、都市化が無秩序に拡散したり、「使い捨て型」の土地利用にならないよう、土地を有効活用し、これまで蓄積してきた都市基盤を利活用する考え方のもとで、拠点ごとの役割分担と連携による都市構造を推進していくとするものとなっております。

スライドNo.11をご覧ください。この図は、土地利用基本方針内で将来都市構造として「拠点集約連携型都市機能の推進」をイメージする模式図になります。赤で示された「中心拠点」は、中心市街地を示します。その周辺のオレンジ色で示された「地域拠点」は、各地区の自治振興センター・公民館等のコミュニティ機能が集積している中心部を示します。緑色で示された「交流拠点」は、天竜峡エコバレー地域、遠山地域について、様々な交流を目指すところを示しています。青色で示された「広域交通拠点」は、リニア駅周辺を示しています。これらが、役割に応じて機能分担され、相互に連携した都市構造が「拠点集約連携型都市構造」となります。

スライドNo.12をご覧ください。こちらは土地利用基本方針に掲げている、都市構造の形成に関する方針です。(1) 中心拠点の育成、(2) 地域拠点の育成と支援、(3) 交流拠点の育成、(4) 広域交通拠点の整備等、(5) 将来都市構造の具現化、(6) 歩いて暮

らせるまちの創造、(7) 拠点の連携、(8) ハードからソフトによる都市構造の構築の8点となります。この中で、(5) 将来都市構造の具現化は、平成30年度に本審議会の意見をお聴きし、追加したものでございますが、この方針におきまして、国の「立地適正化計画制度」を活用することを明示しております。立地適正化計画については、次のスライドでご説明いたします。

スライドNo.13をご覧ください。国の立地適正化計画制度としましては、「人口の急激な減少と、高齢化を背景として、持続可能な都市経営のために、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方で、まちづくりを誘導する。」という、既成市街地の「街」に関する部分の制度となっております。都市再生特別措置法の改正により、市町村が策定することが可能となっており、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、住民に最も身近な、まちづくりの中核的な担い手である市町村が都市計画の観点から作成します。そこで飯田市では、先ほどスライド11でも説明しました「拠点集約連携型都市構造」の実現を目指すため、立地適正化計画制度を活用しております。

この飯田市の目指す「拠点集約連携型都市構造」は、国の推奨するコンパクト・プラス・ネットワークと軸を同じくするものではありませんが、飯田市の「拠点集約連携型都市構造」は、都市計画の制度が適用されない中山間地域を含む、山・里・街それぞれの暮らしが営まれつつ、1つの都市を構成する構造としております。先程ご説明させていただきました土地利用基本方針におきましても、地域の特性をいかし、個性を發揮できるように、地域別方針を定めるなどの取組みを行っているため、土地利用基本方針に準じて、市全域の計画となるよう、立地適正化計画を「いいだ山里街づくり推進計画」として、市内の拠点間の連携に配慮した計画として策定しております。

スライドNo.14には、計画の対象区域を示しております。本計画の対象区域は、土地利用基本方針が飯田市全域を対象として検討する観点から、同じく飯田市全域としております。また、立地適正化計画制度を活用する関係上、「街」の暮らしに焦点をあてておりますが、「山」「里」の暮らしに配慮した検討を行う事としております。いいだ山里街づくり推進計画につきましては、令和元年12月12日に計画を決定いたしました。制度の周知期間を設け、令和2年4月1日より運用を開始しております。

以上が、都市計画、土地利用計画の役割、制度、そして飯田市の総合的な土地利用計画についての説明となります。私からは以上となります。

○大貝会長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明いただきました、基本的な手

続きや計画の位置づけなどについて、皆様からのご質問等ありましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。発言する場合は氏名を告げてから発言をお願いします。

基本的なところは皆様ご存じかと思いますが、改めてなにかご質問はございませんか。前半が制度や手続きについての説明、後半は現在の飯田市の具体的な土地利用基本方針や立地適正化計画の話が出てまいりました。どうでしょうか。

(発言する者なし)

○大貝会長 特になければ、この後リニア関係のビジョンや、景観の考え方という具体的な話が出てきますので、その中でこの手続きとの関係あるいは現在の土地利用基本方針との関係も出てくると思います。またその中で何かわからない点があればご質問いただければと思いますので、この件に関しては説明を受けたということにさせていただきます。

○大貝会長 それでは引き続き協議事項「(2)リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン(案)について」と、「(3)リニア駅周辺及びその近郊における景観のあり方(考え方)について」は、関連しますので一括して事務局より説明をお願いいたします。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内と申します。まず私の方から、この2つの協議案件の説明に入る前に、2つの案件の位置付け等について少し概略を説明させていただきます。先程冒頭で土地利用計画や都市計画の制度というものがございましたが、飯田市土地利用基本方針である市のマスタープランがございます。そのマスタープランに位置付けたもので、具体的な考え方を決めて行くわけですが、今回のこの2つの案件についてはこの土地利用基本方針や市のマスタープランに位置付けてございません。今後どのようにこのリニアの整備効果を地域振興に活かしていくのかという視点で市のビジョンを作り、令和4年に最初のものを公表しております。

当日配布資料2については、令和5年に改訂版ということで公表させていただいているものでございます。基本的な考え方というのは土地利用基本方針で示しております拠点集約連携型都市構造、それからいい山里街づくり推進計画というものをベースに、どのような形で今後まちづくりをしていこうかという考え方を示しております。

もう一つ、当日配布資料3については、土地利用計画の見直しということで、土地利用のあり方や景観のあり方という2点を今後行ってまいりますが、景観についてのあり方についての考え方を示した資料となりますので、そのようにご覧いただければと思います。

それでは、当日配布資料2を、リニア整備課から説明をさせていただきます。

○村下リニア整備課長 リニア整備課の村下と申します。私からは、当日配布資料2「リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン(案)」の概要について説明させていただきます。本件につきましては、令和5年6月30日開催の第1回審議会において、説明をさせていただいておりますが、今回委員の改選により新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきます。リニア中央新幹線開通後の飯田市のこれからのまちづくりの方向性につきましては、産業や観光などの地域振興だけでなく、新たな土地利用のあり方についても検討していく段階に入ってきていることから、今後具体的な議論を進めていく上で、飯田市の考え方を共有させていただきまして、後ほど説明する土地利用計画の見直しといったところにつなげていくというベースになるものという事でこのビジョンをご共有いただければと思っております。

始めのローマ数字の大きなⅠにつきましては、「これからのまちづくりに向けた新たな視点からの検討の必要性」として、リニア開業や三遠南信自動車道の開通によりまして人流や物流の変化が予想されること、日本一住みたい地域になるという将来像を具現化するために、デジタル技術の社会実装が進む状況変化も踏まえた上で、飯田ならではの付加価値を創出しながら、産業振興、移住定住、社会インフラの整備等の施策を総合的に展開していくことが求められるということでまとめてございます。また2の「これまでの土地利用の考え方と新たな視点からの検討」においては、景観やこれまでの生活や文化を守りつつ、リニアや大学誘致などを踏まえた新しい視点での検討が必要になっているとしております。

次にローマ数字の大きなⅡの「3重心」を意識したまちづくりにおきましては、全市域を対象とした拠点集約連携都市構造である「中心拠点」「交流拠点」「地域拠点」「広域交通拠点」の4つの拠点の飯田市土地利用基本方針の考え方を踏まえまして、「都市重心」、「人口重心」、「交流重心」の3重心を意識したまちづくりを基本に据える考え方をビジョンの中で示しています。(2)～(4)にはそれぞれの重心の特徴を示しております。それぞれの機能が連携しながら、まちづくりに取り組んでいく考え方を示しております。

2ページに移りまして2, 3, 4には3つの重心の将来的な方向性をそれぞれまとめております。2の「都市重心」にあたる中心市街地エリアにおいては、行政・公安機能や、医療・福祉・子育てなどの地域の暮らしを支える機能や、公共交通のハブ機能、飲食・宿泊機能等の機能が集積しております。こうした機能を維持しながら、居住環境や交通利便性の向上、まちなかでの文化活動の充実を図りながら、既存のストックを活か

して、オフィス等の誘致にも取り組んでいくとして、方向性をまとめております。

3の「人口重心」にあたる生活利便性向上エリアにおいては、良好な居住地が広がり、市立病院、運動公園などのスポーツ施設、大型店舗が集積するエリアであり、今後もこの生活環境を維持していくという方向性を示しております。前回の説明で人口重心についての質問がございましたが、人口重心エリアで新たに開発を行うということではなく、都市重心では中心拠点の既存ストックを活かし、活用しながら、交流重心のリニア駅周辺に新たな21世紀型の政策を導入していく際に人口重心を意識しながら、施設配置を行っていくという考え方でございます。

4のリニア駅を核とする「交流重心」の将来の方向性については、リニア駅前広場整備の方向性と交流重心内の方向性の2つに分けて整理をしております。(1)のリニア駅前広場の整備の方向性につきましては、地域内外への移動を円滑にするための「広域交通の拠点」としていくことに加えまして、リニア駅前広場を他の地域の来訪者も地域の人も利用できる「人が主体の賑わいのある空間」を目指していくことを基本的な考え方として示しております。具体的な取り組みといたしましては、リニア駅へのアクセス性の向上、望ましいモビリティの導入・実装、グリーンインフラの導入と可変性を備えた整備、省エネ・創エネ等の取り組みによるゼロ・エミッションのシステム構築の4点となります。

続いて3ページ、(2)に「交流重心」内の方向性について4点に整理しております。2地域居住などの大都市と地方にまたがる新しいライフスタイルの創出、ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けたモデルの構築、高度な知識や技術を持つ専門人材を確保する新たな価値の創造をすること、そして自然と調和した景観の育成、この4点でございます。その具体的な取り組みとしては、3ページ中段の②から4ページ上段の⑤にかけて、産業、環境、高等教育機関や複合施設整備、景観の4つの分野において、キーワードを太字で記載をしております。特に、景観分野の取組につきましては、5ページの⑤に記載をしております。リニア駅からの南アルプスや伊那山地の眺望や伊那谷らしい風景を感じていただけるような、地域の特性を活かしたデザインによるまち並みの整備やサイン計画を検討し、こうした景観への配慮が地域全体に波及していくよう取り組んでいくこととしております。

続きまして、4ページ、ローマ数字の大きなⅢにおきましては、道路整備とそれを活かした観光の在り方として、市内における観光と道路整備の内容をまとめております。始めに、1の「多彩な地域資源を活かすための取組みと各地域拠点を結ぶ道路整備」に

おきましては、すでに形成されている地域拠点のストックと魅力を連動させてまちづくりを進めていくことが、地域全体の魅力向上につながるとした上で、(3)の記述のとおり観光振興や移住定住対策等を推進するためには、道路網と二次交通の整備を進め、利便性を高めることが重要であること、(4)では、リニアや三遠南信自動車道の整備を契機に新たな人の流れを創出するため、道路整備や町村を含めた拠点間の連携を強化すること、(5)では各拠点を繋ぐ交通の軸となる道路を道路軸として示し、国や県と連携しながら整備を推進するとしてまとめております。続いて、2の「観光の将来的な方向性」におきましては、(1)で遠山郷や天竜峡は広範囲からの交流人口の拡大が期待できることから、地域の魅力を積極的に発信することで、周遊あるいは長期的滞在による多様な交流や観光消費の増大につなげるとしております。(2)におきましてはリニア開業により当地域へのアプローチが容易になることから、自然、伝統芸能、食などの地域資源の魅力向上を図り、交流の拡大につなげるとしております。3の「観光拠点等における具体的な取組み」につきましましては、市内を遠山郷、天龍峡周辺、天竜川沿い、北部地域、西部地域の5つのエリアに分け、それぞれが持つ魅力的な固有の地域資源を活用して集客につなげていくとしており、各エリアの具体的な内容については(1)～(5)に記載の内容です。

最後にローマ数字の大きなIV「リニアビジョンの実現に向けた土地利用計画の見直しの考え方と進め方」につきましましては、地域計画課長の牧内から説明させていただきます。

○牧内地域計画課長 引き続きよろしくお願いたします。この土地利用計画の見直しの考え方と進め方については、この土地利用計画審議会それから都市計画審議会の審議委員の皆様と密接に関係してまいりますので、今後こういった考え方を具体的に計画にさせていただくときには、皆様のご意見をいただきたいと考えております。まず、5ページをご覧ください。IVのリニアビジョンの実現に向けた土地利用計画の考え方と進め方の部分については、2点ございまして、1点目が土地利用のあり方と2点目が景観のあり方についてでございます。

まず、土地利用のあり方について説明いたします。考え方として3点記載しています。1点目が周辺町村を含め広域的な連携・調整を図りながら全市的な視点で取り組む、2点目が、リニア時代を見据えた21世紀型の新しいまちづくりを展開するため、交流重心内の土地利用上の喫緊の課題から取り組む、3点目が4年制大学の誘致や大型施設の施設整備等を考慮した駅周辺その近郊における土地利用のあり方を検討し、各種土地利用計画の見直しを進めていくこととさせていただきます。土地利用のあり方の検討イメージを示して

おりますが、ここにありますリニアビジョンは、8ページの次のところから3枚の図面を添付しております。図1はほぼ全市的な視点から3重心を示したもの、図2は主にリニア駅を中心とした交流重心を拡大したビジョンを落とし込んだものです。図3は、南信州広域全体を表したものでありますので、参考にご覧ください。その中の図2をご覧ください、例えば、座光寺スマートインターチェンジ付近では、紫色の大きな円で示してございますが、「研究開発型企业・機関の誘致」としてエリア設定しておりますが、このエリアは農振農用地であります。このエリアでの企業等の誘致を行おうとしますと、農振除外をどうしていくかがやはり課題となるわけですので、資料5ページにお戻りいただき、土地利用のあり方の検討イメージのように、リニアビジョンと現行の法規制であります都市計画図、農業振興整備計画図、防災ハザードマップなどを重ねたうえで各種計画との整合を図りながら、見えてくる土地利用上の喫緊の課題をどう解決していくか、その実現の方策等を検討したうえで「土地利用のあり方」というものを検討してまいります。それらを踏まえ、土地利用基本方針や立地適正化計画等に反映させ、これに基づき、必要な都市計画の変更や農業振興地域整備計画の変更を行っていくというのが土地利用のあり方となります。これまでリニア駅についてはトランジットハブ、いわゆる乗り換え機能を重点にまちづくりを検討してきましたが、4年制大学の誘致といった状況の変化にリニア駅周辺の土地利用も対応する必要性が生じてきていることから、リニア開通前に必要な土地利用の見直しに取り組んでいくものです。なお、リニア開通後も土地利用計画の見直しを行わないということではなく、必要に応じて見直しを行っていく予定です。

6ページをご覧ください。次に、景観のあり方について説明いたします。考え方として2点、記載しています。1点目が、リニア駅周辺整備区域内の視点場からの眺望の検証と駅前広場の建築物等の意匠基準（デザインコード）を基に、駅周辺・その近郊における景観のあり方等の検討を行い、「環境・景観配慮指針（案）」を策定すること、2点目が策定した指針をガイドラインとして、リニア駅周辺での建替え等の際に、景観への配慮を誘導するとともに、高さ制限や形態意匠について現行の基準を必要に応じて、見直していくというものでございます。南アルプスや伊那山地等への眺望を確保することで、景観の保全に取り組んでいくことを考えております。

(3)の今後の進め方についてですが、土地利用のあり方については、今年度末までに土地利用基本方針の変更等の検討を庁内協議や関係機関との協議等を行いながら進めてまいります。令和6年度に入ってから素案作成、公表を行いまして、最終的には令和

8年度末までに必要な手続きを完了したいと考えております。一方、景観のあり方については、本年度末までに、駅前広場の建築物等の意匠基準（デザインコード）と視点場からの眺望の検討等をリニア駅周辺整備の中で検討し、それを受けて駅周辺・その近郊における景観のあり方、「環境・景観配慮指針（案）」をまとめ、本年度末を目途に公表する予定でございます。次年度以降、この指針を基に駅周辺での建替え等のガイドラインとして活用していければと考えております。以上が当日配布資料2についての説明となります。

引き続きまして、当日配布資料3をお願いいたします。リニア駅周辺及びその近郊における景観のあり方（考え方）について説明をさせていただきます。この考え方につきましては、令和5年市議会第4回定例会の12月13日開催の市議会全員協議会で公表した資料でございます。本審議会には今回その内容を初めて説明させていただくものです。現在、リニア推進部で検討を進めておりますリニア駅前広場における景観の検討と建設部で検討を進めておりますその近郊における景観の検討についての考え方をまとめたものです。報告事項についてはご覧の3点であり、リニア駅前広場における景観の検討の（1）と（2）についてはリニア整備課から、その近郊における景観の検討の（3）については当課で後程、説明いたします。3の検討の経過につきましては、ご覧のとおり令和5年4月より順次検討を進めております。

2ページをお願いいたします。本年3月に先ほどご説明いたしました「リニアの整備効果を地域振興に活かすビジョン（案）」の改訂版を抜粋したものを添付しておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。それでは、リニア整備課よりご説明させていただきます。

○村下リニア整備課長 それでは、2の報告事項の（1）のリニア駅前広場における建築物等のデザインコードについて並びに（2）のリニア駅前広場における視点場からの眺望の検証等についてリニア整備課から説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。このデザインコードは駅前広場の建築物や看板等のデザインの調和を保ち、駅前空間のデザインが無秩序にならないよう、意匠基準を示したものでございます。資料3ページから5ページが意匠基準を示したデザインコードの概要でございます。素材や色彩、照明などについて昨年12月の議会においてお示したリニア駅の土木デザインの基本となる考え方を5つに分類して記載しております。

まず、3ページの上段には、使用する素材や色彩計画についてまとめております。リニア駅前広場の空間には自然素材を原則として人工的な質感の仕様を極力避ける計画と

しており、内容としては、「天然素材そのものの風合いを活かすこと」、「人工物についてはできる限りこげ茶色のような景観色とすること」などが主なものでございます。資料にはイメージとして写真を添付してございますが、素材や色彩は自然と調和するようなデザインとなっております。

3 ページの下段には照明計画についてまとめております。光の扱いにつきましては、まぶしく不快になるような光は避け、光源を見せないような照明としていく計画となっております。具体例として写真にあるように、木造の大屋根の中に光源を設けることで、柔らかな間接的な照明とすることや、夜空に光が漏れないように工夫を施すなど照明による周囲への影響を防ぎ、省エネ機器を活用することにより環境にも配慮した照明計画としていくことを考えております。

4 ページの上段には園路やグラウンドエッジについてまとめております。自然の景観と調和するよう、直線的なしつらえにならない配慮を施していく計画となっております。園路は、滑りにくく平らな表層材を使用し、散策路などは石舗装など整形的でない表層材を使用する計画となっております。また、舗装材と植栽帯の境界をランダムに入り組ませることにより、生態系の活動域を分断させないような配慮も考えております。

4 ページの下段につきましては緑陰、緑化舗装についてまとめております。グリーンインフラの観点を取り入れて、駐車場エリアの緑化舗装を採用していくことを検討しています。自然が持つ多様な機能をインフラとして利用することで、緑豊かで自然と調和した空間デザインとしていく予定です。具体的には、駐車場に緑化舗装を採用することで、雨水の浸透機能を高め、河川への流入を調整する機能を持たせて災害の防止につなげるとともに、ヒートアイランド現象を緩和するなどの効果も期待されております。

5 ページは道路舗装やサインについてまとめてありますが、こちらにつきましても自然の素材と周囲の環境になじむ色調を基本にしていくこととしております。防護柵、フェンス等は金属製の構造物は極力設けず、自然石や石垣、植栽を設置することでその機能を補うことを考えています。リニア駅前広場全体の空間デザインの考え方としては、グリーンインフラの機能を取り入れつつ、樹木や植物などの緑を多く配置し、自然を感じられる、落ち着いた空間として整備していく方針としております。なお、建築物の意匠基準については現在、土木の意匠基準に基づき、作成しているところでございます。

続いて、6 ページをご覧ください。この資料は、駅前広場完成後に新たに建築物やサインなどを設置、あるいは更新する際に、広場全体のデザインの調和を図り、時代にあわせて発展的に空間の創造を促していく方策をまとめたものです。駅前広場においては

資料3ページから5ページの意匠基準の考え方を尊重しながら、本資料の上段の四角の囲みにお示しした、対話型の景観づくりの手法によって、駅前広場の景観の創造的発展を目指していきたいと考えております。具体的には、リニア開業後に駅前広場や駅舎の高架下空間を運用していく中で、使い方の変化や新たなニーズによって、建築物や看板等の設置、更新をする際に、意匠基準の理念を尊重しながら、イメージ図にあるような専門家や市民で構成する「デザイン検討会」を設けて、駅前広場のデザインをマネジメントしていきたいと考えています。このデザイン検討会は、リニア駅前広場完成後の駅前空間デザインを検討していくもので、対話型で広場内のデザインマネジメントや施設・設備等の設置検討、設置物のコンペなど、市民や地域の建築家、運営事業者などを交え、マネジメントしていくことを想定しています。検討会の構成メンバーや発足時期については、今後、協議を重ね、議論をしてみたいと考えています。

続いて報告事項(2)「リニア駅前広場における視点場からの眺望の検証」について説明いたします。7ページをご覧ください。リニアデザインノートにあります伊那谷らしさを感じられる駅空間の整備を進めていくため、伊那山地などの山並みを眺望できる視点場をリニア駅前広場内に5箇所を定めて眺望の検証を進めております。検証の方法としては、3Dデータを活用して、下段のイメージ図にお示ししてあるように各視点場からの眺望を3Dで可視化し、検証していくもので、現在、地域計画課を中心に進めている「環境・景観配慮指針(案)」につなげてまいりたいと考えています。なお、「環境・景観配慮指針(案)」については、この後、地域計画課から内容を説明させていただきます。リニア整備課からの説明は以上でございます。

○牧内地域計画課長 資料8ページをお願いいたします。「環境・景観配慮指針(案)」のイメージでございますが、リニア駅前広場の建築物等の意匠基準(デザインコード)と視点場からの眺望の検証は、グレーで示している部分になります。さらにその周辺であるオレンジで示している部分が「環境・景観配慮指針(案)」のエリアでございます。リニア駅前広場からその近郊へ広げていくという考え方であり、そのエリアは地区計画区域及び重点協議区域等を想定しており、リニア駅を中心に概ね半径500mの範囲になります。現在、飯田市は景観育成基準の地域区分を①～⑥の、中心市街地から始まりまして山地・高原までの6つの区分に設定しており、リニア駅周辺エリアを7番目の地域区分として新たに設定することを考えています。この景観育成基準には高さ制限、建築物の形態意匠である壁面の色彩や屋外広告物等が対象になります。また、下段高さのあり方の検討イメージはご覧のとおりであり、検証内容は2点あり、1点目は守りたい景観を

考慮し視角範囲を検証するもの、2点目は3Dデータを活用した高さ制限の検証でありまして、これらの検証結果から必要に応じて、現行の地区計画等の基準の見直し等を行うというものです。ただし、地区計画につきましては、平成31年から座光寺それから上郷の地区計画を運用してございます。この地区計画の決定に際しましては、地域の皆様と積み上げてきた計画を策定してきたという経過を踏まえまして、今後高さ制限や景観の考え方については地域の皆様と情報を共有する中で進めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

○大貝会長 ありがとうございます。ただいま、リニアの整備効果を踏まえたビジョンというものと、その中のローマ数字のIVの土地利用計画の見直しの考え方と進め方について、当日配布資料3で説明をいただきました。景観のあり方というところについて、詳しく説明をしていただいたということで、かなり内容が濃く、深いものとなっておりますので、一度聞いただけで全体がちゃんと理解できたかということもあるかとは思いますが、どのような点でも構いませんので、まずはご質問がありましたらお願いします。ご意見については、その後でお伺いいたします。発言にあたっては、氏名を告げてからご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○鈴木委員 飯田短期大学の鈴木と申します。学識経験者としてこの場におりますが、あくまでも一市民としての質問といたしますか、飯田短期大学の学生であったら、今の説明をどのように聞いたかというところでご質問させていただきたいと思っております。そのような中で、場違いなことも言うかと思っておりますので、その時はご指摘いただきたいと思います。

説明の中で、大学の誘致や企業の誘致や、景観の特にデザインコードという点はそういうことかとわかりやすいと思えました。そして、やはり短期大学生、いわゆる若者たちがどのようなことを思うのかということ、商業施設はここに何か入るのですかと、大きなモールやデパートではなくて、若者のことですからスターバックスはありますかとか学生は聞きますけれど、そのような施設はあるのかというのを疑問に思いました。そのような話はまだこれからというということかもしれませんが、もし可能であれば考え方をお答えいただきたいと思います。とにもかくにも、リニアが来ることで、本学は流入よりも流出の方が多くなるのではないかと考えておりますので、岐阜県が成功して観光客、インバウンドが増えて昨年より何%上がりましたというように、何か人の集まる方法はないのかと考えておりましたので、その1つとして商業施設といったもので、きっと若者達はフードコートのようなものだとは思いますが、お答えいただくことは可能でしょうか。

○村下リニア整備課長 リニア整備課長の村下です。交流重心のところになるかと思いますが、交流重心にはリニア駅の整備、それからその周辺の整備という形でリニアビジョンの方では考え方をまとめさせていただいておりますが、その中で、リニア駅の関係で申し上げますと、基本的にリニア駅の中につきましてはJR様よりお借りする高架下のスペースがございまして、そちらのスペースにつきましては、地域の特産品であったり、地域を感じていただけるようなものであったりと、そういったブースにつきましては、どういったものを入れるかという点も含めて検討をしているところであります。また、広場の部分につきましても、地元の事業者様を中心としまして、どのようなことができるのかといったところを検討しているところでございます。したがって、6.5ha駅前広場がございまして、その中に大きな施設が入ったりすることは今のところ想定していないということで進めさせていただいております。あくまでも伊那谷を感じていただける、この地域を来訪者あるいは地域の皆様を感じていただけるといったところを基本的な考え方として整備を進めていくといったところでございます。一方で郊外の部分につきましては、地域計画課の方で回答させていただきます。

○牧内地域計画課長 このリニアビジョンの図の2の部分、ちょうどスクリーンで示してございますが、この緑の部分のエリアが交流重心を示しております。ご質問のありました商業関係の点でいいますと、ピンク色で示しております。飯田バイパス、国道153号線の沿道で、ここで現在道路の拡幅工事等が行われておりますが、引き続きこのエリアは、商業集積のゾーンということで位置付けております。したがってリニア駅以外のところはどうかといいますと、当面、今の考え方としては、国道の沿道がそういった商業集積のゾーンということで考えておりますし、商業以外の産業の部分については、紫で示しているサスティナブルオフィスゾーンであったり、研究開発型企業・機関の誘致であったりと、今のところそのようなゾーニングを基に、現時点では土地利用を具現化するにはどのようにしていくのかというところを現在検討しているところでございます。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございました。本学の学生は、今説明のあったように、トランジットの機能だけの駅になってしまうと、みんな出て行ってしまふなどと教員も思っております。その商業施設のなところは高架下にといいところはありますし、会長さんからは意見は後でと言われておりましたが、意見を言わせていただきますと、せっかく南信州の景観を重視した広場を作られるということですので、私は南信州ならではの何か人が、若者が集まるためのものはないのかと考えたときに、ニュースで岐阜県では名古屋から近いところにあつて合掌造りの白川郷、非常に雪景色で有名なところで結構インバ

ウンドで何%アップということを書いて、何もなさそうに見えるけれど、そういうところに観光客が集まるのだなと思ったときに、岐阜県は観光客の話ですけど、飯田市も同じように何か目玉となって人が飛びつくようなところがないと、人は集まらないのではないのかなと思ってしまうのですが、そうしたときに、きっと景観だけでは人は集まらないので、キッチンカーがいっぱいあるとか、日本で一番キッチンカーが集まるだとか、何かしら目玉を作るときっと人が集まるのかなと思いましたので、若い人の意見をたくさん取り入れて考えてくださるといいのかなと個人的には思いました。

○村下リニア整備課長 ご提案大変ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、私どもの回答も足りていなくて申し訳なかったのですが、広場の中でいろいろなイベントだとか、そういったことも行うことを想定して整備がされておりました、今おっしゃっていただいたような、キッチンカーといったものもその中に入っていて、イベントとして開催できるような、そういったところも含めて、計画を進めているところでございます。具体的になにをするのかということころはこれからになりますが、そういったところも可能になるような形で整備を進めていくということで、ご理解いただければありがたいと思います。

○大貝会長 ありがとうございます。最後の方はご意見ということでしたが、その他何かご質問はいかがでしょうか。

○鈴木専門委員 専門委員の名古屋工業大学の鈴木と申します。資料の2のところ、都市重心の絵がありまして、1ページ目で囲われている範囲と、図の1で囲われている範囲で、都市重心は図の1では中心拠点のところにふきだしがついておりまして、重心の中心自体はそこで構わないと思うのですが、カバーしているのはどこまでなのかということが気になったのと、関連して2ページ目の都市重心の設定の中で居住環境や交通利便性の向上を進めると記載されていますが、具体的にどういことをされるのか教えていただければと思います。

○牧島リニア駅周辺整備担当参事 リニア推進部の牧島と申します。最初のご質問ですが、このビジョンの1ページに描いております都市重心の円につきましては、中心市街地を囲むような形で円を描いております。一方で、図1、それから図2につきましても、都市重心の円というのは記載をしておりません。特に図1で描きました中心拠点の薄い円は、ここが中心という形で記載したものですので、この都市重心の円につきましては、1ページの赤い円の部分というようにご覧いただければと思います。

○鈴木専門委員 そうしますと、図1のタイトルが「3重心による機能と構造のまちづくり」

というタイトルになっておりますが、都市重心が描かれていないのはどうしてでしょうか。

○牧島リニア駅周辺整備担当参事 申し訳ありません。3重心ということで、本来でしたらこの都市重心についても記載させていただく必要があったかと思えます。

○鈴木専門委員 赤色で囲まれている範囲が都市重心なのだなと思いながら質問させていただいたのですが、ご確認いただければと思います。

2点目は、2ページの2で居住環境や交通利便性の向上を進めるという文言がありますが、具体的にどのようなことを考えているのかお聞きしたいのですが、下の交流重心の欄では具体的な取組みが記載されているのに対して、都市重心の方は記載がないので、具体的な取組みがあれば教えていただければと思います。さらに踏み込んで言わせていただくと、少し意見になってしまうのですが、モビリティの関係でいくと、リニアの駅と中心市街地を結ぶような、拠点間を結ぶというような話はあると思うのですが、例えば丘の上のエリアで何か新しいモビリティや、移動を円滑にするような仕掛けを考えておられるのであれば、そういった文言を入れていただくといいのかなと思いましたが、質問させていただきました。

○牧島リニア駅周辺整備担当参事 まず3重心の位置付けになりますが、都市重心につきましては、中心市街地を地域の中心として位置付けております。1の(1)の説明においても説明いたしましたが、土地利用基本方針の中ではリニア駅を広域交通拠点という形で拠点集約連携型都市構造の中に位置付けております。この拠点集約連携型都市構造の中では、あくまでも拠点をどうするのかという視点で記載しているのですが、このビジョンの中ではリニア駅の周辺をどのような形にしていけばいいのだろうかという視点から作ったものになります。ですので、今ご指摘いただきました2ページの2番、それから3番もそうですが、人口重心につきましても一方でこういう形もあるということを一置いたうえで、交流重心のリニア駅周辺をどういった形にしていけばいいのかという視点でこのビジョンを作っております。ですので、交通の関係ですとか少し記述の足りないところがあるかと思えますが、3のところでは交流重心として交通の関係も含めてどのような形で考えているのかというところをビジョンとしてまとめた形となります。少し交通の関係それから都市重心での様々な機能等の記述が少し足りない点ご指摘いただきましたが、位置付けとすると、交流重心をどうするかという視点でこのビジョンを作ったものですから少し割愛しての記載としております。

○鈴木専門委員 ありがとうございます。そうしますと、この3重心のうち交流重心はかなり

詳しく書かれていますが、他のところはそこまで詳しく書かないということによろしいでしょうか。

○牧島リニア駅周辺整備担当参事 都市重心につきましては、中心市街地活性化基本計画というものが別にございます。そういったところでこの中心市街地の活性化に向けてどのような形で取り組んでいくかということは計画作りをしております。一方、リニア駅の周辺というのは、これからどうしていくのかという視点になりますので、こういった考え方という案をお示ししながら、これから皆様のご意見をお聴きしながら考えていきたいと思えます。

○鈴木専門委員 ありがとうございます。既存の考え方で中心市街地の進め方を検討されるということであれば、その文言だけご記載いただければ、こういう計画で進めていくということがわかって良いのではないかと思います。

○大貝会長 ありがとうございます。そのほか何かご質問はありますでしょうか。ご意見でも構わないと思えます。

○高瀬委員 7番の高瀬でございます。意見で良いということですので、発言させていただきます。その前に1つお聞きしたいのですが、立地適正化計画のところ都市機能誘導区域は指定されているのでしょうか。それはここではどこにあたるのでしょうか。

○松平 地域計画課の松平です。リニアビジョンの中には立地適正化計画の詳細な区域については記載がない状況でございますが、今ご質問にありましたように都市機能誘導区域につきましては、今スクリーンでお示ししております中心市街地の区域から災害の危険区域を除いたようなエリアを都市機能誘導区域に設定しております。併せて、リニア駅周辺も、リニア駅前広場の部分だけでございますが、都市機能誘導区域に設定させていただいております。

○高瀬委員 わかりました。そうすると、やはり都市機能誘導区域にいろいろなものを集積させていくというのが1つの見方だと思いますが、この3重心で見ると人口重心がどうしても南に広いからこのような位置になってしまうのでしょうかけれども、いくら飯田市全体の人口重心がここだからといって、すなわちその、人が例えばどこが一番多いかというと、多分もう少し北側に動くと思うのですが、そこに対しておそらく居住誘導区域ではないのですが、居住を促進していこうという、生活環境を作っていこうという話になってきて、そうすると、中心拠点の都市機能誘導区域にいろいろな施設があるからそこまでいけるようにしましょうというのが1つの流れだと思うのですが、3重心は見栄えは良いのですが、この人口重心の書きぶりがどうしても居住の方というよりは、運動

公園とか色々なものがありますよという、環境を良くしましょうよという話に持っていかざるを得なくなってしまうているのですよね。本来ならば、もう少し人がきっちり住んでいる中心という部分に居住している重心みたいな形のところだと、もう少しそこの中心拠点との関係性もうまくいきますし、おそらくこのリニアができて、リニアの交流人口を増やしていきましょうという話になってきて、リニアのところに人が住むようになれば、人口重心は本当にあれ？という感じになってしまいますので、見栄えは良いのですが、実際に機能していくうえで、本当に将来的にこれで良いのかという部分は少し考えたほうが良いのではないかと思います。

もう1点は、このリニアの駅の周辺というのは、飯田市にとっては人がやってきてくれる広域拠点で、そこから中心市街地へ、といった話になるのでしょうか、ある意味、超広域的に考えてみれば、品川と名古屋というものが中心拠点として、中間駅の周辺というのはともすれば1つの居住誘導区域ですよ。そうしたときに、もしそういう状況が実質生じてきた場合は全く想定せずに、このエリアの中だけで考えていくと、それは将来的にほつれてくる可能性があるのではないかというのが私の危惧するところです。

○牧内地域計画課長 ご指摘いただき、ありがとうございます。確かに人口重心というのは、その一点がずっと永久かというところではなくて、やはり動くということもありますし、今のところ土地利用基本方針では、中心拠点と広域交通拠点という位置付けをしながら、その拠点をどう繋ぐのかということで、交通のところは位置付けているのですが、先ほど説明したようにこれからの土地利用の方針はまだ位置付けておりませんので、そのところは、確かに前回の第1回審議会でも人口重心の件については議論があるところだったと認識しておりますので、今後このリニアビジョンも、また改訂という際にはその点も踏まえて考えていきたいと思っております。

2点目でございますが、品川と名古屋を結んだときに、ここが居住誘導区域ではないかということが確かにありまして、今開通前に土地利用をどのようにしていくのかというのが今の課題でして、開通後にどのように人の流れなどがどういう流れになっていくのかは今の時点ではなかなか見通しが立たないこともありますので、今後実際開通した後、どのような土地の動きが発生するのかというのは、その状況を踏まえながら、土地利用計画を見直す必要があると考えております。

○大貝会長 ありがとうございます。その他ご質問はありますか。

○遠山委員 公募委員の遠山です。説明をお聞きしまして、当日配布資料3の景観のあり方についてうまくまとめられているなどは思ったのですが、リニア駅の周辺が逆に言うと特

別なエリアにならずに、この効果が飯田市全体に波及されるということ、ここで完結しないということが重要だと思いますし、ここに書かれていることも、素材・色彩計画や光の扱い等は、基本的にはあらゆる整備の中で意識すべき内容だと思います。それも踏まえて、資料の2の図2で、研究開発型企业・機関の誘致というように円で描かれています。これこそ景観計画やデザイン等を意識してエリアを考えると、当然円にならずに、地形に沿った形になるでしょうし、エリアももう少し広がったりするのではないかなと思うので、やはり細かな目線というか、景観みたいなものも意識しつつ計画を進めていただきたいと思います。また、重心という考え方がまちづくりの参考としては非常に有効だと感じましたが、人口重心、都市重心というのは、自分で計算して出してみると、ほぼここに当たるのですが、交流重心というのはどうやっても出なくて、観光客の入れ込み数であると上久堅のあたりになったりとか、それからリニアの将来乗降客数を見越してもまちなかになったりとか、どうやったら交流重心がこの位置になるのか、それから円の大きさも、どのような根拠でこの円の大きさになっているのかということは、どこかに、誰が見ても計算できる、わかるというように説明が書かれていると良いのではないのかなと思いました。

○大貝会長 ありがとうございます。ご意見ということだったのですが、なにか事務局からありますか。

○牧島リニア駅周辺整備担当参事 ご意見ありがとうございます。まず、この円につきましては、リニア駅を中心として、高森の工業団地、喬木のガイドウェイヤード、それから座光寺スマートインターチェンジといったものを網羅できるような形で円を描いております。3kmの半径で円を描いておりますが、そうした中でこのリニア駅を中心とするエリアをどう考えていくのかということを考えております。それには当然ながら中心市街地との接続といった資源もありますし、このリニア駅だけですべてが完結するということではなくて、様々な地域資源、観光スポットもありますので、そういったものをどう繋いでいくのか、そういった機能をこの円の中でどのように位置付けているのかをお示しすることは必要だったかと思います。少し概念としては広い範囲の視点になってきますので、交流重心という、重心という言い方がどうなのかというご意見は、様々な皆様からいただいております。特に人口重心などは重心とすればわかるけど、それを円として示すというのはどういうことかなど、いろいろご意見をいただいておりますが、ある程度大きな広い円の中で、点ではなくて面的に捉えて、どう土地利用などを展開していくかといった1つの考え方という形で円をお示したところでございます。ご意見等を

頂戴しながら考え方を詰めていきたいということで、このビジョンにつきましても案というものでございます。様々な意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○大貝会長 ありがとうございます。時間もかなり経ちましたが、他にご質問はございますか。

○新井委員 建築士事務所協会の新井です。先生方からもご意見いただいているところではありますが、リニア沿線の長野県駅ということで、地政学的なところも含めて個性があると思います。それをもう少し明快にしたうえでこの考え方をもっているということを私たちは今日初めて知らされております。それと、今出ている3重心と拠点集約連携型都市構造は両方生きているということで理解していいのでしょうか。色々な考え方をいただきましたが、実際それを実現できるかどうかということが今後の課題と聞いておりますが、いろいろな方向性に誘導していくための法律として呼びかけをしていって、あとは民間にどうぞやってくださいという形だと、今までの事例からは良いものがないというのが現実で、昨年私たちも新幹線駅の開業1年目ということで行きましたが、申し訳ないのですがそれほど目覚ましく変わったかというところが受けられなかったもので、ぜひ飯田市にとってはこのリニアの影響を良いものに変えていって、もう少し突っ込んだ、規制ではなくてコントロールできるツールがあると良いと思います。例えば、先ほど話に出ましたが、都市住民を誘導するためにはリニア駅から歩いていけるような距離にそれなりの2地域居住だとか、都市部の人たちに来てもらえるような場所をまずは用意して、もう1つは先ほどありました飯田市の魅力のある部分、3重心ではないのですが、最近は中山間地域で自立して生きていける部分がすごく魅力として都市住民からは感じられていて、どうリニアが来る前に魅力づくりをしていくのかというような、3重心から外れた部分をどうしていくのかということも関心があります。その中で、大きな見かけ倒しだけではなくて、丁寧な誘導というものもしていただきたいなと思いました。

○大貝会長 ありがとうございます。ご意見だったと受け止めたいと思います。そのほか何かあればどうぞ。

○鈴木専門委員 資料3の方なのですが、ユニバーサルデザインであるとか、色弱者の方を意識して書かれているかというのと、少し足りないのかなと感じましたので、そのあたりもご記載いただけるといいのかなと思います。

○村下リニア整備課長 大変貴重な意見だと思います。ユニバーサルデザインといったところも意識して整備を進めていく必要があると認識しておりますので、またご助言よろしく

お願いします。

○大貝会長 ありがとうございます。時間もかなり経ちましたので、この辺りでひと区切りさせていただきたいと思いますが、どうしても今言いたいことがある方がおられましたらお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。あくまでも今日は勉強会ということですので、この中身についてもう少し詳しく知りたいという方、あるいはご質問ご意見ある方は、事務局にお問い合わせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、今日のところはこれで質疑を終わりたいと思います。以上をもちまして本日の全ての協議が終了しましたので、私から事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

5. その他

※特になし

6. 閉 会

○松平 ありがとうございます。閉会にあたりまして、井田建設部長よりご挨拶申し上げます。

○井田建設部長 飯田市建設部長の井田と申します。閉会にあたり一言申し上げます。本日は勉強会という形でありましたが、貴重な意見をいただきまして大変ありがとうございました。次回の審議会につきましては、具体的な期日はまだ決定しておりませんが、また日程が決まり次第改めてご連絡させていただきたいと思います。

今後、市の都市計画あるいは土地利用につきまして重要な事項につきましてご審議いただくこととなりますが、何卒よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

○松平 これをもちまして、令和5年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び第3回飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

閉 会 15 時 50 分